

令和7年度 保育園入園手続き ガイドブック



こども未来課

目次

はじめに	1
申込みから入園までのながれ・保育時間	2
必要書類	3
利用者負担額（保育料）	4
副食費（おかず・おやつ代）・主食費・納入方法について	5
利用者負担額（保育料）・副食費・主食費 月額一覧表	6
保育実施基準表	7
確認事項・入園決定後のお願い・Q&A	8
町内の保育園一覧	9
各保育園の紹介	10
支給認定申請書・入園申込書（兼保育児童台帳）＜記入例＞	16

はじめに



保育園とは

○ 子どもたちが幸せに過ごせる生活の場

子どもの育ちを支え、そして促していく中で、子どもたちが安全、安心の中でのびのびと過ごすことができるよう、援助をします。

○ 豊かな体験を通して大きく育つ場

直接的な体験を通して心身共に豊かに育っていきます。保育園では、生活や遊びの中でその時に必要な経験を重ねていけるよう、計画し保育をします。

○ 家庭と共に子どもの育ちを支える場

健やかな育ちのために、家庭と連携して支援をします。また、共に子どもの成長と喜びを感じられるよう、保育所の特性を生かして子育て支援をします。

申込期間

令和7年度の入園申込期間は
令和6年10月1日（火）～10月31日（木）です。

○ 入園日は月の初日（1日）になります。

**出生前・転入前の方も同様の
期間となります。**

慣らし保育（短時間でのお預かり期間）について

- 育児休業から職場復帰をするとともに保育園の利用を希望する場合は、職場復帰する月の前月初日から入園できます（短時間認定）。ただし、保育園の対象年齢や4月中に職場復帰するなどの条件により、前月からの入園ができない場合があります。

（例）
職場復帰が5月1日→4月1日から入園できる。（短時間認定）
職場復帰が4月1日→4月1日から入園となる。

年度途中での入園申込み

- 年度途中の入園は各保育園の空き状況を確認し、受入れが可能な場合に限りま
す。入園を希望する月の前々月末日までに必要書類をそろえて申込みをしてくだ
さい。（例 8月入園希望→6月末まで）

申込みから入園までのながれ



1	支給認定申請・ 入園申込み	3 ページに記載の必要書類をこども未来課、または園へ提出してください。 (令和6年10月1日(火)～10月31日(木))
2	個別面談 11月頃	お子さまの様子や健康状態を確認するため、第1希望の園にて面談を行います。詳しい日程などについては保育園よりご連絡します。
3	審査・調整 12月頃	保育の必要性を総合的に審査し、定員など受け入れ可能数の範囲内で入園を調整します。
4	結果通知 1月頃	結果をお知らせします。
5	オリエンテーション 2月以降	入園準備と保育園生活の詳細について入所園にて説明します。 途中入園のお子さまは入園月のおおよそ前月に実施します。
6	入園 令和7年4月～	集団生活への適応などを目的として、慣らし保育(短時間でのお預かり)を実施し、徐々に保育時間を長くしていきます。

- 審査調整の結果、希望の保育園に入園決定とならない場合があります。
- 保育園の定員に空きがない場合などは、いずれの保育園にも入園できない場合があります。
- 入園決定前であっても、保護者の就労先や勤務時間、住所等、申込時の内容に変更が出た際は速やかに届け出て下さい。

保育時間



- 保育が必要な理由に応じて利用時間を決定します。

標準時間認定・・・1日最長 11 時間（午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分）

短時間認定・・・ 1 日最長 8 時間（午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分）

- 勤務状況等により認定を受けた保育時間を超えて利用する場合は、保育園の開園時間内において、申込みにより延長保育を利用することができます（別途延長保育料がかかります）。

必要書類



下記の申込書類がお子さま 1 人につき 1 部ずつ必要になります。

書類はこども未来課窓口・町内各保育園・ホームページにて配布しています。

○ 支給認定申請書・入園申込書（兼保育児童台帳）（16 ページ参照）

保育園などを利用する場合、認定申請を行い、支給認定を受ける必要があります。

○ 保育が必要な理由を証明するもの

両親分（ひとり親世帯は 1 人分）必要になります。

※同時に 2 人以上の入園申込みをする場合はコピーを添付することができます。



理由	提出書類	保育時間
就労	・就労（内定）証明書	1 ヶ月の就労時間が 120 時間以上・・標準時間認定 48 時間以上 120 時間未満 ・・短時間認定
妊娠・出産	・母子手帳の写し （保護者氏名、出産予定日記載箇所） ・看護、出産等申立書	標準時間認定
災害復旧	・罹災証明書の写し	
虐待・DV	・児童相談所、子育て支援センターの意見書等	
病気・障害	・通院（入院）証明書または障害者手帳の写し ・医療機関療養等証明書	短時間認定
介護等	・介護対象者の通院（入院）証明書の写し ・看護、出産等申立書	
求職活動	・就労予定申立書	
就学	・在学証明書の写し	

○ 令和 6 年度市町村民税課税証明書または非課税証明書

令和 6 年 1 月 1 日時点で保護者の住民票が町外にあった方のみ必要となります。

※同時に 2 人以上の入園申込みをする場合はコピーを添付することができます。

利用者負担額（保育料）



○ 2号認定（3歳以上）児童の利用者負担額は、教育・保育の無償化により無償となります。なお、年度の途中で3歳の誕生日を迎えた場合は、翌年度の4月から無償となります。

○ 3号認定（0～2歳）児童の利用者負担額は、児童の年齢、支給認定区分、世帯の市町村民税所得割額[※]などを基に算定されます（6ページの利用者負担額（保育料）・副食費・主食費 月額一覧表（以下「月額一覧表」という。）参照）。

なお、利用者負担額の算定は、4月と9月の2回行います。

令和7年4月～令和7年8月分：令和6年度の市町村民税所得割額に基づく算定

令和7年9月～令和8年3月分：令和7年度の市町村民税所得割額に基づく算定

[※] 住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等の税額控除がある場合は、控除前の市町村民税所得割額となります。

○ 月額一覧表の階層区分は、原則として児童の父母の市町村民税所得割額の合計額により決まります。ただし、父母以外の世帯員（祖父母等）が家計の中心者である場合は、家計の中心者（原則として世帯での合計所得金額が一番高い方）の市町村民税所得割額も合計額に含みます。

○ 月額一覧表の児童区分は、小学校就学前において、同一世帯から保育園、認定こども園、幼稚園に通う児童が2人以上いる場合、最年長の児童から順に数えます。

ただし、ひとり親世帯等[※]のうち市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯、ひとり親世帯等以外の世帯のうち市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順に数えます。

[※] 「ひとり親世帯等」とは母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯をいいます。

○ 市町村民税非課税世帯については、利用者負担額が無償となります。

○ 小学校就学前において、同一世帯から保育園、認定こども園、幼稚園に通う児童が2人以上いる場合、第2子の利用者負担額が半額、第3子以降は0円となります。

○ 町では、2人以上の児童を育てている世帯に対し、第2子以降の利用者負担額を免除する事業を実施しています。免除を受ける場合は申請書の提出が必要です。

副食費（おかず・おやつ代）・主食費



- 2号認定（3歳以上）児童の副食費・主食費は、施設ごとに金額が決定され、実費徴収されます。
- 3号認定（0～2歳）児童の副食費・主食費は、利用者負担額に含まれますので、別途徴収されることはありません。
- 市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯及びひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯並びに全ての世帯の第3子以降の児童は副食費が免除されます。
なお、副食費免除に係る市町村民税所得割額の判定は、4月と9月の年2回行います。
令和7年4月～令和7年8月分：令和6年度の市町村民税所得割額に基づく判定
令和7年9月～令和8年3月分：令和7年度の市町村民税所得割額に基づく判定
- 町では、3人以上の児童を育てている世帯に対し、第3子以降の副食費を免除する事業を実施しています。免除を受ける場合は申請書の提出が必要です。

納入方法について



利用者負担額、町立保育園の副食費及び主食費の納入は口座振替とさせていただきます。
ております。忘れずにお申込みください。

取扱金融機関

足利銀行・栃木銀行・大田原信用金庫・那須信用組合・那須野農業協同組合
福島銀行・白河信用金庫・ゆうちょ銀行

利用者負担額（保育料）・副食費・主食費 月額一覧表【保育所】

【保育認定（2・3号）】

階層区分		児童区分		3歳未満(※1)		3歳以上		
				標準時間	短時間	標準時間・短時間		
				利用者負担額	利用者負担額	利用者負担額	副食費(※2)	主食費(※3)
1	生活保護世帯等	—		0円	0円	0円	免除	実費
2	市町村民税非課税世帯	第1子		0円	0円	0円	免除	実費
		第2子		0円	0円	0円	免除	実費
		ひとり親世帯等(※4)		0円	0円	0円	免除	実費
		ひとり親世帯等(※4)		0円	0円	0円	免除	実費
3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	第1子		14,000円	13,000円	0円	免除	実費
		第2子		7,000円	6,500円	0円	免除	実費
		ひとり親世帯等(※4)	第1子	5,000円	5,000円	0円	免除	実費
			第2子	0円	0円	0円	免除	実費
		ひとり親世帯等(※4)		0円	0円	0円	免除	実費
4a	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	第1子		24,000円	23,000円	0円	実費(※5)	実費
		第2子		12,000円	11,500円	0円	実費(※5)	実費
		ひとり親世帯等(※4)	第1子	5,000円	5,000円	0円	免除	実費
			第2子	0円	0円	0円	免除	実費
		ひとり親世帯等(※4)		0円	0円	0円	免除	実費
4b	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	第1子		24,000円	23,000円	0円	実費	実費
		第2子		12,000円	11,500円	0円	実費	実費
5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	第1子		32,000円	31,000円	0円	実費	実費
		第2子		16,000円	15,500円	0円	実費	実費
6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	第1子		35,000円	34,000円	0円	実費	実費
		第2子		17,500円	17,000円	0円	実費	実費
7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	第1子		38,000円	37,000円	0円	実費	実費
		第2子		19,000円	18,500円	0円	実費	実費
8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	第1子		41,000円	40,000円	0円	実費	実費
		第2子		20,500円	20,000円	0円	実費	実費

(※1) 3歳未満の利用者負担額（保育料）には副食費及び主食費が含まれています。

(※2) 「副食費」とは、おかず・おやつに係る費用のことをいい、「免除」の場合は月額4,700円を上限として副食費が免除されます。

(※3) 「主食費」とは、ごはん・めん類に係る費用のことをいいます。

(※4) 「ひとり親世帯等」とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯をいいます。

(※5) 市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、副食費が免除となります。

利用者負担額の算定について

- ① 階層区分は、原則として児童の父母の市町村民税所得割課税額の合計額により決まります。ただし、父母以外の世帯員(祖父母等)が家計の中心者である場合は、家計の中心者の市町村民税所得割課税額も合計額に含まれます。
- ② 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等の税額控除(調整控除を除く。)を控除する前の金額になります。
- ③ 利用者負担額の切り替え時期は4月と9月の年2回となります。
・4～8月 前年度の市町村民税額に基づく保育料 ・9～3月 当年度の市町村民税額に基づく保育料
- ④ 児童区分は、小学校就学前において、同一世帯から保育園、認定こども園、幼稚園等に通う子どもが2人以上いる場合、最年長の子が第1子(全額)、2人目の子どもが第2子(半額)、3人目以降は0円となります。
- ⑤ ひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯、ひとり親世帯等以外の世帯のうち市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。
- ⑥ 年齢の計算は4月1日を基準日とします。年度中は基準日における年齢に応じた利用者負担額を適用します。
- ⑦ 「第3子以降保育料等免除事業」について
町では、おおむね18歳未満の児童を3人以上育てている世帯に対し、第3子以降の保育料や副食費を免除する事業を実施しています。免除を受ける場合は申請書の提出が必要となります。なお、第2子の保育料については、令和6年10月から免除対象となります。

保育実施基準表

指数1（保育を必要とする事由）

事由区分		保護者の状況	基準点数	
			父親	母親
1	就労	月150時間以上の就労を常態（週5日就労の場合：1日7.75時間以上の就労）	10	10
		月140時間以上150時間未満の就労を常態（週5日就労の場合：1日7時間以上7.5時間未満の就労）	9	9
		月120時間以上140時間未満の就労を常態（週5日就労の場合：1日6時間以上7時間未満の就労）	8	8
		月100時間以上120時間未満の就労を常態（週5日就労の場合：1日5時間以上6時間未満の就労）	7	7
		月80時間以上100時間未満の就労を常態（週5日就労の場合：1日4時間以上5時間未満の就労）	6	6
		月60時間以上80時間未満の就労を常態（週5日就労の場合：1日3時間以上4時間未満の就労）	5	5
		月48時間以上の内職をしている場合（週5日就労の場合：1日2.4時間以上3時間未満の就労）	4	4
		月48時間以上61時間未満の就労を常態	3	3
2	妊娠・出産	出産月を基準とする前後4ヶ月で休養を要するために保育できない場合	-	10
3	障がい	概ね1ヶ月以上の入院（*入院予定含む）	10	10
		常時臥床、精神性、感染性等で症状が重く保育が困難	9	9
		上記のもの以外で常時安静が必要	8	8
		一般療養中の場合	7	7
		身体障害者手帳所持者及び同程度と判断できるもの	10	10
4	看護 介護	概ね1ヶ月以上親族の入院に付き添っているもの	10	10
		週5日以上病院・施設の通所・入院付き添い	9	9
		その他の介護・看護	8	8
5	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたっている	10	10
6	求職中	求職活動をしている者（認定の日から90日経過した日の属する月末まで）	1	1
7	就学等	技能取得のため就学している場合（継続的なもので趣味的なものを除く）	5	5
8	虐待・DV	児童の虐待・DVを受けている（恐れがある）場合	10	10
9	その他	死別、離別、行方不明等	10	10
		上記各分類番号に掲げるものの外で明らかに保育に当たれない場合	状況により判断	

指数2

指調 数整	主な状況	
加算	母子世帯・父子世帯またはこれに準ずる世帯	+8
	保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭として教育・保育施設に就労（予定を含む）している	+5
	兄弟が保育園に在園している場合	+4
	地域型保育の対象年齢（満3歳未満）でなくなり、入園する場合	+3
	障がいを持つ児童で健常児の中で保育する事が望ましい者	+3
	兄弟が同時に入園申込をした場合	+3
	生活保護法適用世帯	+2
	第3子以降が入園申込をした場合	+1
減算	町や施設に相談なく、在園児（卒園児）の保育料の未納がある場合	-10
	上記以外で在園児（卒園児）の保育料の未納がある場合	-7

●選考過程

指数1と指数2の合計点数が高い方から選考する

児童情報						
保護者名						
児童名			生年月日			
			平成・令和 年 月 日			
指数表				合計		
指数1			指数2	指数1＋指数2		
父	母	父＋母				

確認事項・入園決定後のお願い



- 次のような場合には、すみやかにこども未来課、又は在籍園にご連絡ください。
 - 1, 入園申請の取消、退園や転園を希望する場合。
 - 2, 居住地、名字、勤務先などに変更がある場合。
 - 3, 認定の保育必要理由に変更がある場合。（例→ 就労→出産、妊娠）
 - 4, 世帯状況が変わった場合。（婚姻、離婚、別居、養子縁組等）
 - 5, 障がい等による医療機関等の意見書や診断書、障がい者手帳交付、特別児童扶養手当・障害基礎年金の受給がある場合。
- 毎年入所継続に伴う書類（現況届）の提出が必要となります。この書類を特別な理由なく指定の期日までに提出されない時は、継続できない場合がありますのでご注意ください。
- 施設により活動費などその他の費用を徴収する場合があります。

Q&A



Q. 求職活動中でも入園の申し込みはできますか？

A. 求職活動でも申し込みできます。ただし求職活動の認定機関は約3ヶ月です。その期間内に就労先を探していただくことになります。就労証明書などを提出していただくことで認定を変更することが可能です。

Q. 保育園の空き状況が知りたいのですが。

A. こども未来課へお問い合わせください。

Q. 出産予定日が7月26日なのですが、保育園に入園できますか？

A. 妊娠・出産が保育を必要とする理由の場合、予定日の8週前の日が属する月の初日～出産日の8週後の翌日が属する月の末日までとなっています。
この場合、予定日の8週前の日が5月31日ですので、予定どおりの出産ですと、5月1日から入園することができます。

町内の保育園一覧



		所在地	電話番号 (0287)	開園時間 (平日)	開園時間 (土曜日)	対象年齢	定員
【公立】	黒田原第1 保育園	寺子丙 71-4	72-0753	7:30~ 19:00	7:30~ 18:30	7か月以上	140
	黒田原第2 保育園	寺子丙 719-3	72-0306	7:30~ 19:00	黒田原第1保 育園に準ずる	1歳児以上	80
	伊王野保育園	伊王野 1564	75-0316	7:30~ 18:30	7:30~ 18:30	7か月以上	90
	千振保育園	豊原丙 4928	77-0727	7:30~ 18:30	7:30~ 18:30	1歳児以上	60
【私立】	那須高原 保育園	湯本 430	76-3198	7:30~ 19:00	7:30~ 18:30	3か月以上	60
	なすのそら 保育園	高久甲 3358- 10	74-3710	7:30~ 19:00	7:30~ 18:30	3か月以上	110

※公立保育園の土曜日保育については、実施園や時間が一部変更になる場合があります。

○ 公立保育園の運営適正化・整備計画について

黒田原第2保育園は令和9年4月、黒田原第1保育園と統合になります。

つきましては、黒田原第2保育園の令和7年度の新規入園申込は廃園前に卒園ができる4歳児、5歳児のみとなりますので、申請の際はご注意ください。

黒田原第1保育園



施設情報

所在地: 那須郡那須町大字

寺子丙71-4

電話・FAX番号 0287-72-0753

開園時間 午前7:30～午後7:00

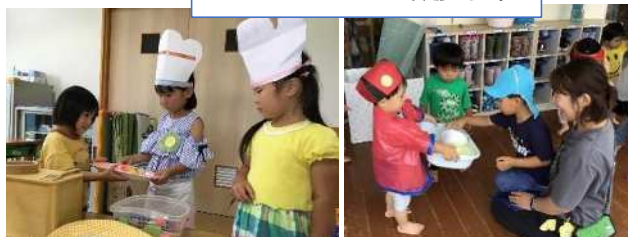
利用定員: 140人

入所年齢: 7カ月～

～園の目標～

- ・めをみてあいさつ いいへんじ「はい！」
- ・やってみよう いっしょがいいね
たのしいね「ルン♪」
- ・きいてみよう みんなのおはなし
「ピン ポン パン☆」
- ・げんき もりもりパワー!!

スペシャルデー(誕生日)



0歳児保育



きゅうり！
みつけた！



やってみよう！
いろいろな遊びにチャレンジ！



小・中・高校生との交流



保育園の特色・地域との交流

- 近隣の公園や野山へ散歩に出かけ、自然への好奇心、探究心を育てています。
- 小・中・高校生との交流を通し、関わりを楽しんでいます。
- 行事やクラス活動の様子などを写真・動画で配信し、子どもの育ちや発達を保護者と共有しています。
- 絵画制作・運動あそび・リトミックなど、友達と様々な経験をする中で意欲や自信、協調性を育てています。
- 「やってみよう！」「やってみよう！」の気持ちを大切に、自ら育つ力を伸ばしていきます。

黒田原第2保育園



施設情報

所在地：那須郡那須町大字寺子丙719-3

電話・FAX番号 0287-72-0306

開園時間 午前7:30～午後7:00

利用定員：80人

入所年齢：1歳児～

～園の目標～

－生きる力の基礎を育む－

・いっぱい わらおう

いっぱい あそぼう

とことんやってみよう！



土の硬さはこのくらいかな・・・。

僕はこんな風に並べて



ダンゴムシの赤ちゃん・・・

いっぱいいるなあ



どんな虫がいるか？
調べてみよう



保育園に生えてたキノコ、
図鑑に載っているかな？



新幹線、すごくはやいね！！



大きな紙にみんなで
ぺたぺた たのしいね
お空かな？ 海かな？
何ができるか？想像が
ふくらむね😊

保育園の特色・地域との交流

○廃材を活用しての制作や泥団子作りなど、様々なあそびを通し試行錯誤しながら挑戦・工夫する力や失敗から学ぶ力を育んでいます。また、経験したこと、感じたことを言葉や絵画などで表現できるように関わっています。

○園庭で遊んだり散歩に出かけ、積極的に自然の中で五感を使って体を動かし体力作りをしています。

伊王野保育園



～保育目標～

- ・い っぱいみつけよう たのしいあそび
- ・お はなししよう きいてみよう
- ・う れしいね つながるころ
- ・の そいてみよう ためしてみよう



施設情報

所在地：那須郡那須町伊王野1564
 電話・FAX番号 0287-75-0316
 開園時間 午前7：30～午後6：30
 利用定員：90人
 入所年齢：7ヶ月～



広々とした園庭で仲間や保育士と好きな遊びを通して、いろいろな発見をしています。

<保育参加>

保護者が保育士になって普段の保育に参加してもらい、集団生活での子どもたちの成長を感じてもらうことを目的としています。



リトミックなど楽しみながら運動機能を高めています。



<散策活動>

0歳児～5歳児のどのクラスも、年齢にあったコースで散策に出掛けています。自然の中でいろいろ発見したり、考えて遊んだり、友だちと楽しさを共有したり、ダイナミックに遊んだり・・・自然で遊ぶ醍醐味を味わっています。

保育園の特色・地域との交流

- ・地域にある城跡やお寺に行き、地域の文化に触れるとともに、あいさつや礼儀などの大切さを育てています。
- ・様々な散策コースに出掛け、身体のバランス感覚を養ったり、身体を動かす楽しさを味わっています。また、自然の中であそぶことで創造力豊かな心を育てています。
- ・ホームセンターで野菜の苗を買う体験をしたり、道の駅への散策、地域まつりの参加や文化祭への出展・見学など地域につながる体験を大切にしています。



千振保育園



施設情報

所在地：那須郡那須町大字豊原丙
4928

電話・FAX番号 0287-77-0727

開園時間 午前7:30～午後6:30

利用定員：60人

入所年齢：1歳児～

～園の目標～

- じょうぶな体 げんきな心
・ぞうきんがけ・自然の中でのびのびと
- 手と手つないで いっしょにあそぼう
・わらべうたあそび
- 目と目であいさつ あったかいね
・伝えあおう やさしい気持ち



わらべうたあそび



ぞうきんがけ



誕生日スペシャル



手作りカルタ

食育

園外でのふれあい

～保育園の特色・地域との交流～

- ・那須岳を背に雄大な自然の中、四季の散策を通して感性を育んでいます。
- ・異年齢児とのつながりを大事にし、わらべうたあそび、リトミックや雑巾かけを一緒にすることにより、共に過ごす楽しさを味わえるよう工夫しています。
- ・野菜の栽培やクッキングを通して食育活動をしたり、伝統行事や地域の文化に触れ、成長の喜びを感じられるような活動をしています。

社福)陽向

那須高原保育園

施設情報

所在地 那須郡那須町湯本 430

電話 FAX 番号 0287-76-3198

利用定員 60 名



食べることは生きること。

子ども達の心と体は全部食べたもので出来ています。
安心安全はもちろんのこと、食の文化にもこだわり、完全
自園調理、大人になった時に懐かしく思い出すおうちごはんを
目指します。



毎日が 大冒険。頭のとっぺんから足の先までワクワクが止まらない～



手作り無添加味噌も自慢です。



温かい物を温かいうちに、自分で食べる量を自分で決めてよそるビュッフェスタイルのお昼ごはんです。離乳食も一人ひとりのペースに合わせて作っています。

那須高原保育園は、6 歳までの子育てを人間の土台作りと考えて、日々の保育をしています。それは、樹にたとえれば、根っこと中心の幹をできるだけ豊かに太らせることだと言えます。人間の発達の道筋は、どの子にも同じようにあります。その道筋を急がせることなく…、ゆっくり、じっくり、丁寧に 五感豊かに経験させ、ひとりのこどもたちの笑顔が輝くよう、誰もが主人公になれるよう、子ども達を真ん中に、みんなでつくる保育園でありたい…。



社会福祉法人 千駒会 なすのそら保育園

方針 『こころを育てる』

理念・・・「こころの基地はおかあさん。」お母さんが「ギュッと抱きしめてくれる。」「やさしく話を聞いてくれる。」その愛情を心の基地に持ったお子さんは、思いやりを持ち、健やかに育ちます。園では保育士が母親代わりとなって愛情を持ち保育にあたります。その中で子ども達は集団生活の規律や道徳心を養い、豊かな感性と創造力の芽生えを培ってってくれるものと信じています。

目 標

遊びの中で学ぶことを覚える。
遊びの中にもルールや規則があることを知る。
遊びの中から善悪の区別を理解する。
遊びの中から命の尊さを学ぶ。
遊びの中から思いやりのある心を育てる。

hoiku@city.ohkawara.tochigi.jp

平日 7時30分～18時30分
＊18時30分～延長保育(別料金)
開園・・・令和4年4月
利用定員・・・110名
保育対象年齢・・・3か月以上
保育料以外の実費徴収あります。
子育て支援活動
病後時保育(体調不良児対応保育)
※看護師常駐しております。



♪リトミック教室♪



⚽サッカー教室⚽



🍵お茶のお稽古🍵

〒325-0001
那須郡那須町大字
高久甲3358-10
TEL 0287-74-3710
FAX 0287-74-3711

保育園の特色・地域との交流

◎外部講師によるリトミック教室(幼児組)、サッカー教室・お茶のお稽古(年長児)を取り入れています。系列園であるおおたわら保育園との交流も行っています。
◎隣接している高久小学校との交流もしています。

那須町長 様

次のとおり、子どものための教育・保育給付に関する支給認定申請書に、申請者（保護者）が子どものための教育・保育給付に関する支給認定に必要な市町村の情報を記入し、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、申請者（保護者）が同意することを確認する。このとき、申請者（保護者）は、申請書に「子どものための教育・保育給付に関する支給認定に必要の市町村の情報を記入し、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、申請者（保護者）が同意することを確認する」と記載されている。このとき、申請者（保護者）は、申請書に「子どものための教育・保育給付に関する支給認定に必要の市町村の情報を記入し、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、申請者（保護者）が同意することを確認する」と記載されている。このとき、申請者（保護者）は、申請書に「子どものための教育・保育給付に関する支給認定に必要の市町村の情報を記入し、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、申請者（保護者）が同意することを確認する」と記載されている。

		申請年月日		R○年 10月 17日										
保護者	フリガナ	ナス タロウ			(連絡先) 優先連絡先 ☒ 父 ☐ 母									
	氏 名	那須 太郎			(父)090-8888-8888 (母)090-5555-5555									
	住 所	(〒 329-3215) 那須町大字寺子乙2566-1												
	1月1日の住所 (1～3月申請の場合は前年)													
申請児童	フリガナ	ナス ハナコ			性 別 男 ・ (女)									
	氏 名	那須 花子			年 齢 2 歳(入園年4月1日時点)									
	個人番号	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3	3	生年月日
保育の希望の有無	(有)	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育園、認定こども園(保育部分)、小規模保育等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)												
	無	幼稚園、認定こども園(教育部分)の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)												

①保育の利用を必要とする理由等 ※保育の希望の有無で「有」を○で囲んだ場合は記入して下さい。

保護者の状況	続柄	保育の利用を必要とする理由		備考
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業中の継続利用 ☐ その他（ ） [備考]		
	母	☐ 就労 ☒ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業中の継続利用 ☐ その他（ ） [備考]		

②世帯の状況（本人、祖父母、おじ、おばは除く。）

ひとり親世帯等の有無 生活保護の適用の有無		(無)・有 (☐ ひとり親世帯等 ☐ 在宅障害児(者)のいる世帯) (無)・有 (年 月 日 保護開始)									
区分	氏 名	生年月日	年齢	性別	児童との続柄	勤務先名 又は学校名等	勤務先等 の連絡先				
児童の世帯員	(フリガナ) ナス タロウ 那須 太郎 個人番号(両親のみ記載) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	H1年2月3日生	36	(男)・女	父	〇〇株式会社	0287-〇〇- 〇〇〇〇				
	(フリガナ) ナス カヤメ 那須 茅芽 個人番号(両親のみ記載) 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7	H2年3月4日生	35	男・(女)	母						
	(フリガナ) ナス ソウイチロウ 那須 宗一郎	H23年4月7日生	13	(男)・女	兄	〇〇中学校					
	(フリガナ) ナス アヤコ 那須 綾子	H28年7月6日生	8	男・(女)	姉	〇〇小学校					
	(フリガナ) ナス カズヤ 那須 和也	R3年9月22日生	3	(男)・女	兄						
	(フリガナ)	年 月 日生		男・女							

③祖父母の状況

区分	氏名	生年月日	年齢	性別	同居・別居の別	住所（別居の場合）	職業等
父方	(フリガナ)キュウビ ノブヨシ 九尾 信義	S39年3月30日生	60	☒ 男 ☐ 女	同居・ ☒ 別居	那須塩原市〇〇町123-56	
	(フリガナ)キュウビ カズコ 九尾 和子	S39年7月16日生	60	男 ☒ 女	同居・ ☒ 別居	那須塩原市〇〇町123-56	
母方	(フリガナ)ナス オトジロウ 那須 音次郎	S40年11月21日生	59	☒ 男 ☐ 女	☒ 同居・別居		
	(フリガナ)ナス キクエ 那須 きく江	S40年2月6日生	60	男 ☒ 女	☒ 同居・別居		

④申請児童の情報

障害者手帳の情報	☒ 無 ・ 有 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
アレルギー情報	無 ・ ☒ 有 (たまごアレルギー 犬アレルギー)
発達に関する心配等	無 ・ ☒ 有 (離乳食が進まない。)
保育料の滞納状況	☒ 無 ・ 有
きょうだい同時の入園申込	無 ・ ☒ 有 (きょうだい児童の氏名 那須 和也)
出産予定について	☐ 予定なし ☒ 予定あり (出産予定日 〇〇年 3月 15日)

⑤利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名等

利用を希望する期間	〇〇年 5月 1日 から ☐ 年 月 日 まで ☒ 小学校就学前 まで	
希望する 利用曜日・時間	利用曜日 ☒ 月・ ☒ 火・ ☒ 水・ ☒ 木・ ☒ 金・土	利用時間 8時 30分 から 16時00分 まで
利用を希望する施設 (事業者)	施設（事業者）名 第1希望 〇〇保育園 第2希望 △△保育園 第3希望 □□保育園	希望理由（*1） 自宅から近いため 勤務先から近いため 通勤経路上にあるため

（*1）小規模保育等を利用しており、連携施設への入所希望の場合は、その旨も記入してください。

※施設記載欄（園等を経由して町に提出する場合）

受付年月日	年 月 日
施設（事業者）名	(施設・事業所番号：)
担当者氏名	
入所契約等の有無	有 (契約・内定 (年 月 日契約 (内定))) ・ 無
備考	

※町記載欄

受付年月日	年 月 日
入所の可否、保留	認定区分等
可 ・ 否 ・ 保 (☐ 第1希望 ☐ 第2希望 ☐ 第3希望)	☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 (☐ 標 ☐ 短)
入園施設	備考
入所期間	年 月 日 ~ ☐ 年 月 日 ☐ 小学校就学前まで
解除年月日	年 月 日
解除実施理由	1 保育実施期間満了 2 家庭保育 3 転出 4 その他

那須町こども未来課 保育係

〒329-3215

那須郡那須町大字寺子乙 2566-1（ゆめプラザ・那須）

TEL : 0287-72-6959 E-mail : kodomo@town.nasu.lg.jp